販売会社: SMBC日興証券株式会社

この資料は、この商品の全ての事項を記載したものではありません。ご検討、お申込みに際しては、「商品概要」「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」「設計書」「ご契約のしおり・約款」などを必ずお読みください。

この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、 また、元本割れすることがあります。

1. 商品等の内容 (当社は、組成会社等の委託を受け、お客さまに商品の販売の勧誘を行っています)

金融商品の名称・種類	指数連動年金 2 積立利率変動型個人年金保険(21)(通貨指定型)			
組成会社(引受保険会社)	第一フロンティア生命保険株式会社			
販売委託元				
金融商品の目的・機能	【目的】 将来への備えに、大切な資産を「まもりながら、ふやす」定額個人年金保険です。 【機能】 ・指定通貨を、米ドル、豪ドルまたは円より選択いただけます。 ・基本移行原資額は、ご契約時に確定し、一時払保険料(指定通貨建)以上となります。 年金支払開始日前の死亡給付金額や解約返還金額を抑えることで、基本移行原資額を 大きくするしくみとなっています。 ・積立利率保証期間の満了日の参照指数が基準日より上昇した場合、基本移行原資額に 指数連動移行原資額の上乗せがあります。上昇しなかった場合、上乗せはありません。 ・基本移行原資額と指数連動移行原資額の合計が年金原資額となります。 ・指定通貨建の年金原資額が、指定通貨建の一時払保険料相当額を下回ることは ありません。			
商品組成に携わる事業者 が想定する購入層	この商品は、以下のご意向があるお客さまを念頭に組成しています。 ・まとまった資金を、積立利率保証期間中の死亡保障を確保しながら、運用によりふやしたいお客さま ・為替変動リスク(外貨建の場合)、金利変動リスクに伴う元本割れを許容できるお客さま			
パッケージ化の有無	ありません。			
クーリング・オフの有無	クーリング・オフの適用があります。ご契約の申込日または一時払保険料充当金を保険会社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内であれば、書面または電磁的記録(第一フロンティア生命ホームページ)により可能です。			

- (質問例) ① あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、<u>私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に</u>照らして、ふさわしいという根拠は何か。
 - ② この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。

2. リスクと運用実績 (本商品は、円建の元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります)

【為替変動リスク】(外貨建の場合)

年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などは、為替相場の変動による影響を受けます。

- ・それらを円貨に換算した金額が、一時払保険料の円換算額を下回ることがあります。
- ・ 為替レートの変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が 生じます。

損失が生じるリスクの 内容

【金利変動リスク】

解約返還金額は、市場金利の変動に応じた運用資産(債券など)の価値の変動を反映 (市場価格調整)させます。一般的に市場金利が上昇すると債券価格は下落するため解約 返還金額は減少し、市場金利が低下すると債券価格は上昇するため解約返還金額は増加 します。

【解約時の元本割れリスク】

解約返還金額は、指定通貨ベースでも一時払保険料を下回ることがあります。

〔参考〕 為替レートの騰落率

(外貨建の場合)

【米ドル】最大値 30.4% 最小値 ▲5.5% 平均値 3.4% 【豪ドル】最大値 27.6% 最小値 ▲16.0% 平均値 1.5%

- * 2017年12月~2022年11月までの5年間の各月末における1年間の騰落率
- * Bloomberg データをもとに作成

【参照指数の騰落率】

(前提) 指数計算開始日:2022年10月3日、基準日:2022年11月末時点

〔参考〕 過去の運用実績

指定通貨	騰落率					
	1 ヵ月	3 ヵ月	6 ヵ月	1年	3年	指数計算 開始日以降
米ドル	0.33%					0.70%
豪ドル	0.32%				_	0.68%
円	0.32%				_	0.68%

- * 上記は、過去の一時点の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
- *参照指数とは上昇率の計算に用いるために第一フロンティア生命が指定する指標のことをいいます。積立利率保証期間中の 死亡給付金額や解約返還金額に参照指数の上昇による上乗せはありません。

直近の実績は、第一フロンティア生命ホームページの参照指数についてのお知らせをご参照ください。 (URL) https://www.d-frontier-life.co.jp/products/index.html

* 該当する商品および金融機関代理店を選択してください。

〔参考〕 解約返還金推移(率)

「設計書」をご確認ください。

*損失が生じるリスクの内容についてくわしくは、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」の注意喚起情報「この保険のリスクについて」に記載しています。

(質問例) ③ 上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。

- ④ この商品は元本が保証されているか説明してほしい。
- ⑤ 為替レートの変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
- ⑥ 金利の変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
- ⑦ 過去の運用実績ではなく、保険商品としての機能やメリット(デメリット)について説明してほしい。

3. 費用 (本商品の購入または保有には、費用が発生します)

購入時に支払う費用 (販売手数料など)	【保険期間中にかかる費用】 積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用の率(=保険契約関係費率) をあらかじめ差し引いております。		
継続的に支払う費用 (信託報酬など)	また、参照指数の計算にあたって、戦略控除率(指数値に対し年率1.0%)および複製コスト (事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。)が控除されます。 *戦略控除率は、参照指数に連動して上乗せされる割合(連動率)を実現するために必要なものとして、運用戦略において 定めるものです。 *複製コストは、参照指数の各構成要素に対して実際の投資を行ったと仮定した場合に発生する取引費用に相当するコスト です。		
運用成果に応じた費用 (成功報酬など)	ありません。		

*上記以外に生じる費用を含めてくわしくは、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」の注意喚起情報「お客さまに負担していただく費用」に記載しています。

(質問例) ⑧ 私がこの商品に○○万円を投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してほしい。

4. 換金・解約の条件 (本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります)

- ・解約はいつでも可能です。
- ・積立利率保証期間中に解約する場合、解約控除(積立利率保証期間別に契約日からの経過年数および適用されている 積立利率に応じて、基本保険金額に対し、外貨建の場合 6.10%~0.26%・円建の場合 3.00%~0.15%)や 市場金利の変動の影響により、解約返還金額は指定通貨ベースでも一時払保険料を下回ることがあります。
- ・ (外貨建の場合) 解約返還金を円で受け取る場合、為替レートの変動の影響を受けるため、一時払保険料の円換算額を下回ることがあります。
- *くわしくは、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」の契約概要「解約返還金額について」に記載しています。
- (質問例) ⑨ <u>私がこの商品を解約した場合、解約控除や市場金利の変動、為替レートの変動が解約返還金にどのように</u> 影響するのか説明してほしい。

5. 当社の利益とお客さまの利益が反する可能性

当社がお客さまにこの商品を販売した場合、当社は、販売時のコンサルティングや契約後の維持管理業務等の対価として、この商品の組成会社である第一フロンティア生命から以下の手数料をいただきます。

【米ドル建・豪ドル建】

契約時手数料 : 一時払保険料に対して、4.75%~1.25%

継続手数料 : 積立金額に対して、年率 0.15%~0.00% (支払期間最長 7 年または 5 年)

【円建】

契約時手数料 : 一時払保険料に対して、2.00%~0.10%

当社は、この商品の組成会社等との間で資本関係等の特別な関係はありません。

当社の営業員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価されるような場合はありません。

* 手数料についてくわしくは、「商品概要」に記載しています。

*利益相反の内容とその対応方針については、当社ホームページ「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の「④利益相反の適切な管理」をご参照ください。

(URL) https://www.smbcnikko.co.jp/customer/index.html



(質問例) ⑩ あなたの会社が得る手数料が高い商品など、<u>私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私に薦めていないか。</u>私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっているのか。

6. 租税の概要 (NISA、iDeCoの対象か否かもご確認ください)

・一時払保険料:一般の生命保険料控除の対象となります。

・死亡給付金:ご契約者と被保険者が同一人の場合、相続税の対象となります。

・解約返還金 : 解約返還金額から一時払保険料を差し引いた金額が、年金の種類および契約日からの経過年数により

「源泉分離課税」または「所得税(一時所得)+住民税」の対象となります。

・年金受取 :「所得税(雑所得)+住民税」の対象となります。

* NISA、iDeCo の対象とはなりません。

- *くわしくは、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット」の注意喚起情報「税務のお取扱い」に記載しています。
- * ここに記載の税務のお取扱いは 2024 年 1 月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

7. その他参考情報 (契約にあたっては、次の書面をよくご覧ください)

第一フロンティア生命が作成した「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット」 (URL) https://www.d-frontier-life.co.jp/products/index.html

* 該当する商品および金融機関代理店を選択してください。

